

労災保険

休業(補償)給付 傷病(補償)年金 の請求手続



休業(補償)給付について

労働者が、業務または通勤が原因となった負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないとき、その第4日目から休業補償給付（業務災害の場合）または休業給付（通勤災害の場合）が支給されます。

給付の内容

①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養のため、②労働することができないため、③賃金を受けていない、という3要件を満たす場合に、その第4日目から、休業(補償)給付と休業特別支給金が支給されます。支給額は次のとおりです。

$$\text{休業(補償)給付} = (\text{給付基礎日額の} 60\%) \times \text{休業日数}$$

$$\text{休業特別支給金} = (\text{給付基礎日額の} 20\%) \times \text{休業日数}$$

なお、休業の初日から第3日目までを待期期間といい、この間は業務災害の場合、事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行います。

また、例えば通院のため、労働者が所定労働時間のうち一部を休業した場合は、給付基礎日額から実際に労働した部分に対して支払われる賃金額を控除した額の60%に当たる額が支給されます。

船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

給付基礎日額

「給付基礎日額」とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、傷

病発生日の直前の賃金締切日)の直前3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額(ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く)を、その期間の暦日数で割った1日当たりの賃金額です。

休業(補償)給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、賃金水準(注1)が四半期で±10%を超えて変動した場合、その変動率に応じて増額又は減額(スライド)されます。また、療養開始後1年6か月を経過した場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます(休業給付基礎日額)。

年金としての保険給付(注2)の額の算定の基礎となる給付基礎日額については、毎年、前年度と比較した賃金水準の変動率に応じて増額又は減額(スライド)されます。また、年齢階層別の最低・最高限度額の適用があります(年金給付基礎日額)。年齢階層別の最低・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用されます。

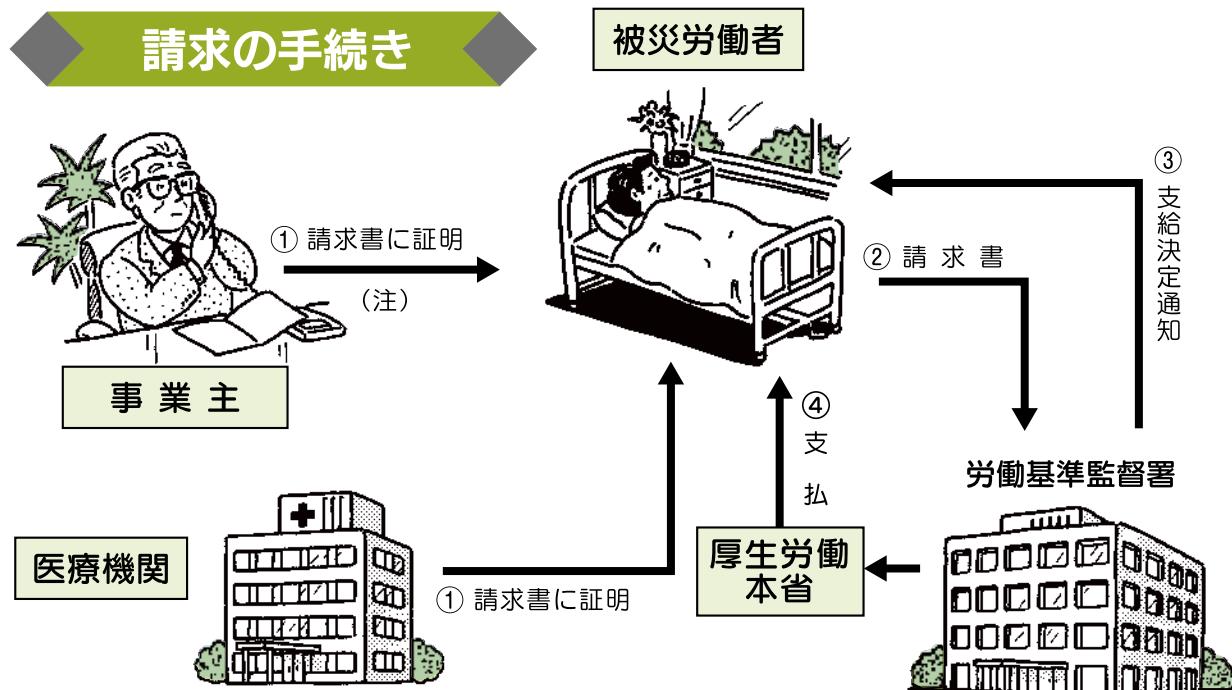
船員については、給付基礎日額の特例があります。

注1) 厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人当たり1か月の平均給与額

注2) 傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金

一部負担金

通勤災害により療養給付を受ける場合は、初回の休業給付から一部負担金として200円(日雇特例被保険者については100円)が減額されます。



船員については、船員保険分を全国健康保険協会(協会けんぽ)に請求する場合があります。

(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。

ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部または一部が離職前に係るものである場合は、請求書への証明が必要です。

休業(補償)給付を請求するときは、「休業補償給付支給請求書」(様式第8号)または「休業給付支給請求書」(様式第16号の6)を所轄の労働基準監督署長に提出してください。休業が長期にわたる場合は、1か月ごとの請求が一般的です。

なお、休業特別支給金の支給申請は、原則として休業(補償)給付の請求と同時にを行うこととなつております。様式も同一です。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受けている場合	支給額を証明する書類
「賃金を受けなかった日」のうちに業務(通勤)上の負傷および疾病による療養のため、所定労働時間の一部について休業した日が含まれる場合	様式第8号または様式第16号の6の別紙2

※ この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求に関する時効

休業(補償)給付は、療養のため労働することができないため賃金を受けない日ごとに請求権が発生します。その翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

請求書記入例

通勤災害の場合は様式第16号の6

※印の欄は記入しないでください。

事故の発生日または発病の日
を正確に記入してください。

療養のため労働できなかつた期間と、そのうち賃金を受けられなかつた日数を記入します。

銀行等に振込みを希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

- ゆうちょ銀行口座（記号・番号）を指定する場合、通常記号は5桁、番号は8桁となっていますが、番号が8桁未満の場合は、頭に0を加えて8桁としてください。
(例) 番号が1234561の場合 01234561となります。

記号(5枚) 乘算(8枚)

記号(公用) 留号(公用)

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、記載する必要はありません。

※預金の種類は「1」として
ください。

事業主の証明が必要です。
支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

ただし、離職後に第2回目以降の請求をする場合には、必要ありません。なお、療養のため、労働できなかった期間の全部または一部が離職前にある場合には証明が必要となります。

直接所属している事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

診療担当者（医師、歯科医師、柔道整復師等）による証明が必要です。

自筆による署名の場合には、
押印は必要ありません

様式第8号(裏面)

(32) 労働者の職種	(33) 負傷又は発病の時刻	(34) 平均賃金(算定期間別紙1のとおり)		
トラック運転手	午前 1時 30分頃	11,921円 34銭		
(35) 所定労働時間	午後 8時 30分から午前 5時 00分まで	(36) 休業補償給付額、休業特(平均賃り額)別支給金額の改定比率(説明書のとおり)		
(37) 災害の原因及び発生状況		(あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(そ)どのような不安全な又は有害な状態が見て、(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入する。		
<p>当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するために、トラックの荷台から両手でかかえて一缶ずつ運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべらせ、灯油缶を足に落とし、左足腓骨下端部を骨折した。</p>				
<p>(イ) 基礎年金番号</p> <p>(ロ) 被保険者資格の取得年月日</p> <p>年 月 日</p>				
(38) 厚生年金保険等の受給関係	年金の種類		厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の	イロ 障害年金 障害年金 障害年金
	(ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等		障害等級	級
	支給される年金の額			円
	支給されることとなった年月日		年 月 日	
	基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード			
	所轄年金事務所等			
表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄		削 字 印		
		加 字		

[注 意]

職種はなるべく具体的に
作業内容がわかるように
記入してください。

別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

⑨どのような場所で、⑩どのような作業をしているときに、⑪どのような物または環境に、⑫どのような不安全または有害な状態があって、⑬どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。負傷又は発病年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合にのみ記入してください。

六、
事業特別支給金の支給する必要がないこと。
休業特別支給金は、申請のみを行う場合には、³⁸欄は記載する
必要ありません。
「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」
及び「請求人(申請人)の欄は、記名押印することに代え、自筆
による署名をすることができる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	() -

記入例

様式第8号（別紙1）（表面）

勞働保険番号						氏名	災害発生年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号				
1:3	1	1:2	1:1	4:0	2:9	0:0:0	厚労太郎	30年5月15日

この欄には、労働日数等に
関係なく一定の期間によ
って支払われた賃金を記
入します。

平均賃金算定内訳

(第6基準注第12条参照のこと)

雇入年月日		8年4月1日		常用・日雇の別		常用	日雇
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末	毎日
		賃金計算期間	2月1日から 2月28日まで	3月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月30日まで		
A 月よつて支払ったもの 他の一定の期間に	総日数	28日	31日	30日	①	89日	
	基本賃金	300,000円	300,000円	300,000円		900,000円	
	手当	12,000	12,000	12,000		36,000	
	手当	10,000	10,000	10,000		30,000	
	計	322,000円	322,000円	322,000円	②	966,000円	
B 日若しくは請負制によつて支払ったもの 時間又は出来高払制そのもの	賃金計算期間	2月1日から 2月28日まで	3月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月30日まで			計
	総日数	28日	31日	30日	①	89日	
	労働日数	19日	22日	21日	②	62日	
	基本賃金	円	円	円		円	
	残業手当	35,000	27,000	33,000		95,000	
C 月よつて支払ったもの 他の一定の期間に	手当						
	手当						
	計	35,000円	27,000円	33,000円	②	95,000円	
	総計	357,000円	349,000円	355,000円	②	1,061,000円	
	平均賃金	賃金総額②1,061,000円÷総日数①89	= 11,921円	34			錢

「預金締切日を記入します

災害発生日の直前の賃金
締切日から遡って過去3
か月間が平均賃金算定期
間となりますので、当該期
間における賃金計算期間
を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します

この欄には、労働日数、労働時間数等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,921円34銭となります。

日雇い入れられる者の平均賃金（昭和38年労働省告示第52号による。）	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	④ 労働日数又は労働総日数	⑤ 賃金額	平均賃金
		月 日から 日まで	日	円	円 錢
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額			円
	第4号の場合	従事する事業又は職業			
		都道府県労働局長が定めた金額			円
漁業及び林業労働者の平均賃金（昭和24年労働省告示第5号第2条による。）	平均賃金協定額の承認年月日	年 月 日	職種	平均賃金協定額	円
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金（賃金の総額⑤－休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数④－休業した期間②の④)	(円) ÷ (日) =	円	錢		

① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金

(総合の給料②、仕業した期間における③の①)；（給日数②、仕業した期間③の②）

(賃金の総額④-休業した期間にかかる②の③) ÷ (総日数①-休業した期間②の③)

() ÷ () = () 錄

記入例（賃金計算期間中に業務外の傷病（私病）等による休業があった場合）

※本例は、私病により4月1日～4月30日までのうち7日間休業した場合の記入例です。

様式第8号（別紙1）（表面）

労働保険番号				氏名	災害発生年月日
府県所掌	管轄	基幹番号	枝番号		
131121	1020920000			厚労三郎	30年5月29日

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		8年4月1日		常用・日雇の別		(常用・日雇)	
賃金支給方法		(月給)週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末日	
A 月よつ 過て そ支 の払 他一 定も の期 間に	賃金計算期間	2月1日から 2月28日まで	3月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月30日まで		計	
	総日数	28日	31日	30(23)日	④	89(82)日	
	基本賃金	300,000円	300,000円	230,000円	④	830,000円	
	住居手当	12,000	12,000	12,000		36,000	
通勤手当	10,000	10,000	10,000		30,000		
計	322,000円	322,000円	252,000円	④	896,000円		
B 日他の し請く は負制 時によ 又は出 支払 高払 もの の	賃金計算期間	2月1日から 2月28日まで	3月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月30日まで		計	
	総日数	28日	31日	30(23)日	④	89(82)日	
	労働日数	19日	22日	14日	④	55日	
	基本賃金	円	円	円		円	
残業手当	35,000	27,000	23,000		85,000		
手当							
計	35,000円	27,000円	23,000円	④	85,000円		
総計	357,000円	349,000円	275,000円	④	981,000円		
平均賃金	賃金総額④ 981,000円 ÷ 総日数④ 89 = 11,022円47銭						

最低保障平均賃金の計算方法

$$A の ④ 896,000 円 ÷ 総日数④ 89 = 10,067 円 41 銭 ④$$

$$B の ④ 85,000 円 ÷ 労働日数④ 55 \times \frac{60}{100} = 927 円 27 銭 ④$$

$$\textcircled{C} 10,067 円 41 銭 + \textcircled{D} 927 円 27 銭 = 10,994 円 68 銭 (最低保障平均賃金)$$

日雇い入れられる者の平均賃金（昭和38年労働省告示第52号による。）	第1号又は第2号の場合は第3号の場合	賃金計算期間	④ 労働日数又は労働総日数	④ 賃金総額	平均賃金(④ ÷ ④ × 73/100)
		月 日から 日まで	日	円	円
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額			円
	第4号の場合	従事する事業又は職業			円
		都道府県労働局長が定めた金額			円
漁業及び林業労働者の平均賃金（昭和24年労働省告示第5号第2条による。）	平均賃金協定額の承認年月日	年 月 日 職種	平均賃金協定額	円	円

① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金

(賃金の総額④ - 休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数④ - 休業した期間②の④)

$$(981,000円 - 5,133円) ÷ (89日 - 7日) = 11,900円 81銭$$

実際に支払われた金額を記入します。本例は、休業した7日分の基本賃金は支払われておらず月決めの住居手当及び通勤手当は支払われている場合の例です。

○囲みの数字は、私病などで休業した日数を控除した日数を記入します。

A, Bを比較して、いずれか高い方とCを比較して高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,900円81銭となります。

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳					
賃金計算期間		4月1日から 4月30日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数		7 日	日	日	7 日
休業 業務 業外 した のた の傷 病間 の中 療の 養賃 等金 のた め	基本賃金 住居手当 通勤手当	円 2,800 2,333	円	円	円 2,800 2,333
	計	5,133 円	円	円	(イ) 5,133 円
休業の事由		〇〇〇の手術により入院したため			

休業した日に対して支払われた金額を記入します。例えば、住居手当の金額は12,000(表面記載の住居手当)÷30(総日数)×7(休業した日数)で求められ、本例の場合は2,800となります。

③ 特 別 給 与 の 額	支 払 年 月 日	支 払 額
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時の変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

傷病(補償)年金について

業務または通勤が原因となった負傷や疾病の療養開始後1年6か月を経過した日またはその日以後、次の要件に該当するとき、傷病補償年金（業務災害の場合）または傷病年金（通勤災害の場合）が支給されます。

- (1) その負傷または疾病が治っていないこと。
- (2) その負傷または疾病による障害の程度が傷病等級表（11ページ）の傷病等級に該当すること。

給付の内容

傷病等級に応じて、傷病（補償）年金、傷病特別支給金および傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	" 277日分	107万円	" 277日分
第3級	" 245日分	100万円	" 245日分

年金の支払月

傷病（補償）年金は、上記の(1)、(2)の支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

※ 傷病（補償）年金が支給される場合には、療養（補償）給付は引き続き支給されますが、休業（補償）給付は支給されません。

※ 傷病等級が第1級または第2級の胸腹部臓器、神経系統・精神の障害があり、現に介護を受けている方は、介護（補償）給付を受給することができます。この給付を受けるためには、別途請求書などをご提出していただく必要があります。

算定基礎日額

「算定基礎日額」とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額（算定基礎年額）を365で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

手 続 き

傷病（補償）年金の支給・不支給の決定は、所轄の労働基準監督署長の職権によって行われますので、請求手続きはありませんが、療養開始後1年6か月を経過しても傷病が治っていないときは、その後1か月以内に「傷病の状態等に関する届」（様式第16号の2）を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

また、療養開始後1年6か月を経過しても傷病（補償）年金の支給要件を満たしていない場合は、毎年1月分の休業（補償）給付を請求する際に、「傷病の状態等に関する報告書」（様式第16号の11）を併せて提出しなければなりません。

「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療^(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態^(注2)をいい、この状態を労災保険では「治癒」（症状固定）といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治癒」（症状固定）として、療養（補償）給付を支給しないこととなっています。

(注1) 「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠しています）として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

(注2) 「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなつた状態をいいます。

● 個人番号の取扱いについて

「傷病の状態等に関する届」（様式第16号の2）を提出される際には、個人番号を記入してください。

労働基準監督署の窓口に提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認（個人番号確認と身元（実在）確認）を行いますので、本人確認書類をご用意ください。

（本人確認書類の例）

①個人番号カード

②通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど

労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。

詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

傷 病 等 級 表

労働者災害補償保険法施行規則

別表第二 傷病等級表

傷病等級	給付の内容	障害の状態
第1級	当該障害の状態が継続している期間 1年につき給付基礎日額の 313日分	(1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (3) 両眼が失明しているもの (4) そしゃく及び言語の機能を廃しているもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	同 277日分	(1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (4) 両上肢を腕関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	同 245日分	(1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (3) 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの (4) そしゃく又は言語の機能を廃しているもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (6) 第1号及び第2号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

記入例

様式第16号の2(表面)

労働者災害補償保険 傷病の状態等に関する届

① 労働保険番号	府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号	28年10月3日
② フリガナ 労 働 者 の 姓 名	ロウドウイケロウ 労働一郎 (男女)	負傷又は病 発生年月日
③ 生年月日	昭和〇〇年6月23日(〇〇歳)	療養開始 年月日
④ フリガナ の 住 所	フヨウタツカスミガセキ 千代田区霞ヶ関1-2-2	28年10月3日
⑤ 傷病の名称、 部位及び状態	(診断書のとおり。)	
⑥ 厚生年金保険等の受給関係	厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード	被保険者資格の取得年月日 年月日
	年金の種類	厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の障害年金
	障害等級	障害年金 障害基礎年金
	支給される年金の額	円
	支給されることとなった年月日	年月日
	厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード	
	所轄年金事務所等	
⑦ 添付する書類 その他の資料名	該当箇所	
⑧ 年金の払渡しを 受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関の 種等 便又貯 金は銀 行郵の 便支 店局	金庫機関 店舗コード 名称 預金通帳の 記号番号 ※銀行・金庫 農協・漁協・信組 本店・本所 出張所 支店・支所 普通・当座 第 123456 号 ※郵便局コード フリガナ 名称 所在地 都道府県 市郡区 預金通帳の 記号番号 第

上記のとおり届けます。

30年4月10日
前橋労働基準監督署長殿

〒100-8916 電話 (00)0000-0000
届出人の住所 千代田区霞ヶ関1-2-2
氏名 労働一郎 (労働)
□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。
個人番号 123456789012

当該傷病に関して厚生年金保険等が支給される場合にのみ記入してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

自筆による署名の場合は、押印は必要ありません。

本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、□にレ点を記入してください。

個人番号を記入してください。

社会復帰促進等事業について

労災保険では、保険給付の他に、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族を含めた援護などを図るために、以下のような社会復帰促進等事業を実施しています。

● 義肢等補装具購入（修理）に要した費用の支給

傷病（補償）年金を受給していて、一定の欠損障害または機能障害が残った方に対し、義肢、車いすなどの補装具の購入（修理）に要した費用を支給します。

義肢等補装具の支給を受けようとする場合は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を都道府県労働局長に提出してください。

● 労災就学等援護費

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、傷病（補償）年金を受給していて、一定の要件に該当する方で、

- ①生計を同じくしている子が学校*に在学中、またはこの子を就労のために保育所などに預けている場合（※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校等）
- ②受給している本人が在学中またはその家族の就労のために保育所などに預けられている場合に支給します。

「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により、傷病等級第1級の傷病（補償）年金を10年以上受給していた方が業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>）

トップページ「分野別的情報」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード

